



オーストラリア大使館

婚姻の認定

オーストラリアでは、日本で成立した婚姻を届け出る必要はない。日本で発行された婚姻証明書は、婚姻の成立および有効性を示す明確な証しとなる。オーストラリアの法律に照らして婚姻が有効であるかどうかを判断する規定は、1961年婚姻法（Cth）に定められている。

オーストラリアでは、以下に該当する場合、海外で成立した婚姻は一般的に有効であるとみなされる。

- 婚姻が行われた時点で、婚姻が行われた国の法律に基づき、婚姻が有効であるとみなされる場合。
- 婚姻が仮にオーストラリアで行われたとしても、オーストラリアの法律に基づき有効であるとみなされる場合。

以下に該当する場合は、海外で行われた婚姻について、オーストラリアでも一般的に有効であるとみなす基本規定は適用されない。

- 一方の当事者がすでに他人と結婚している場合。
- 婚姻が行われた時点で、一方の当事者がオーストラリアに居住しており、当事者のどちらかが 18 歳未満である場合。
- 婚姻が行われた時点で、当事者がどちらもオーストラリアに居住していない場合、一方の当事者が 16 歳になるまで、オーストラリアでは婚姻が有効であるとみなされない。
- オーストラリアの法律に基づき、当事者同士が近親関係にあるとみなされる場合（養子縁組、あるいは有効性がなくなった養子縁組に起因する関係を含む）。つまり、親子あるいは兄弟姉妹（異母あるいは異父の兄弟姉妹を含む）である場合。
- 同性の当事者同士による婚姻の場合。
- 一方の当事者による婚姻の同意が、脅迫や詐欺、他方の当事者の身元あるいは結婚式の執り行われ方に関する誤った認識、精神的障害などによる、実質的な同意ではない場合。